

2017年6月

お客さま各位

株式会社 みなと銀行

**特殊詐欺被害の未然防止のための
ATM（キャッシュカード）お振込の一部利用制限について**

当行では、兵庫県警察等からの特殊詐欺被害の未然防止に向けた取組要請も踏まえ、一部のお客さまを対象に、下記の通り ATM（キャッシュカード）によるお振込を制限させていただくことといたしましたのでお知らせいたします。

兵庫県をはじめ全国的に特殊詐欺（振り込め詐欺、還付金詐欺など）が多発する中、昨今は犯罪グループが、ATM操作に不慣れなご高齢の方をATMに誘導して多額の預金を振り込ませるなど、手口も巧妙化し、被害がますます拡大していくことが懸念されています。

今回の取組は、このような詐欺被害を未然に防止し、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 対象となるお客さま

満70歳以上でかつ、過去3年以上、当行キャッシュカードを使った「ATMお振込」のご利用がない個人のお客さま

2. 利用制限について

上記1.に該当するお客さまは、当行キャッシュカードを利用した「ATMお振込」を停止させていただきます。

詳しくは、営業店の窓口にお問合せください。

（「ATMお振込」以外のお取引は従来通りご利用いただけます）

3. 利用制限の開始日

2017年7月5日（水）

4. その他

- (1) 対象となるお客さまで、利用制限を希望されないお客さまは当行本支店の窓口までお申し出ください。
- (2) 70歳未満のお客さまにつきましては、上記1.「対象となるお客さま」に該当することとなった時点で利用制限が開始されます。

以 上

本件に関するお問い合わせ先
お客さまのお取引店、もしくは
みなと銀行CS部 TEL 078-331-8141（代表）